



平成 27 年 6 月 16 日

会社名 栗 林 商 船 株 式 会 社

代表者名 代表取締役社長 栗林 宏吉

(コード番号9171 東証第二部)

問合せ先 取締役総務部長 小柳 圭治

(TEL 03-5203-7981)

## 「内部統制システムの基本方針」一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 16 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部を改定することを決議いたしましたので、改定後の内容を下記の通りお知らせします。

### 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令遵守を最重要課題と位置づけており、コンプライアンスマニュアルを作成し、法令等遵守方針、企業倫理方針を定め取締役ならびに従業員に周知しております。
- ②コンプライアンスマニュアルに、コンプライアンス委員会の組織を明示し、取締役ならびに従業員の法令遵守のための体制構築を図っております。
- ③法令等遵守体制の有効性について内部監査部門によるチェックを実施し、内部統制システムの構築に努めております。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る文書等については、文書管理規程により、適正な保存および管理を行っております。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①コンプライアンス委員会規程にコンプライアンス委員会の組織および内部監査規程に内部監査部門による内部監査の実施が明示され、リスク管理体制の構築を図っております。
- ②安全および環境保護の方針に人命と船舶の安全、海洋環境および財産の保全を基本方針とすることを明示しております。

③安全管理規程に安全管理の組織が明示され、不測の事態には運航基準、事故処理基準等により適切に対応する体制となっており、再発防止等の対策をとることを明示しております。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は取締役会規程および取締役会細則に定める職務権限および決議事項に従い、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制となっております。
- ②取締役会は、法令および定款・社内規程で定められた事項ならびに経営上の重要事項について、毎月1回定期開催される取締役会、必要に応じて開催される臨時取締役会で決議しております。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスマニュアルに法令遵守方針、企業倫理方針を明示し、規程類集にファイルし従業員に周知しております。
- ②コンプライアンスマニュアルに従業員の法令・規定違反等の報告体制として、内部通報相談窓口の設置を明示し、内部通報規程による内部通報制度を構築しております。
- ③従業員の法令違反等が明らかになった場合は、コンプライアンス委員会が違法行為等を是正するための措置を講じるとともに、取締役会へ報告し必要があれば懲罰等の措置をとる体制となっております。

#### 6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1) 関係会社管理規程にグループ各社の経営状況、経営計画、営業上重要な事項等当社へ報告すべき事項を明示しております。

##### ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社グループ各社は、コンプライアンス委員会規程においてコンプライアンス委員会の組織を明示し、各社でコンプライアンスに関する業務を取扱い、必要があれば当社のコンプライアンス委員会へ報告する体制となっております。

2) 内部監査規程にグループ各社のリスク管理の有効性について、当社の内部監査部門による定期的な内部監査によりモニタリングを実施することが明示されております。

##### ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社グループ各社は、社内規程において明確にした職務分掌、職務権限に基づいて業務を行う体制としており、取締役等は職務の重要度に応じて規程に明示されている決裁基準に従って職務を執行する体制となっております。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社作成のコンプライアンスマニュアルをグループ各社に配布し、取締役ならびに従業員に法令遵守方針および企業倫理方針を周知しております。
- 2) 内部通報規程により、当社グループ共通の内部通報制度を構築しております。
- 3) 内部監査規程に、当社の内部監査部門がグループ会社の内部監査を定期的実施することが明示されております。

**7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- ①内部監査規程に監査役は内部監査部門の従業員に必要な調査等を指示できることが明示されております。
- ②監査役は必要に応じ内部監査部門が実施する内部監査の報告を求めることができる体制となっております。

**8. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ①内部監査部門の組織変更および従業員の選任に関しては監査役の同意が必要であることが内部監査規程に明示しております。
- ②内部監査部門の従業員が監査役の指示による調査等を行う場合は定期的な内部監査によらず随時実施することが明示されております。

**9. 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ①監査役は必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門の従業員その他の者に報告を受けることができることが監査役会規程に明示されております。
- ②監査役会は法令に定める事項のほか、取締役が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受ける体制となっております。
- ③監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題等について意見交換を行うよう努めております。

**10. 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制**

- ①関係会社管理規程に監査役はグループ会社から必要な報告を求め、さらに必要と認めた場合は業務および財産の調査をすることが明示されております。

②当社およびグループ会社共通の内部通報規程が整備され、内部通報があった場合には必要があれば監査役が出席するコンプライアンス委員会で対処することが明示されております。

#### 11. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことにより不利な扱いを受けないことを確保するための体制

①内部通報はコンプライアンス委員会へ報告され通報した者に不利益な扱いをしてはならないことが明示されており、監査役への報告についても同様な取扱いをする体制とします。

#### 12. 監査役職務の執行の費用の支払いの方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①グループ各社共通の監査役監査規程に職務執行のため必要と認める費用を会社に請求することができることが明示されており、当社においてもこれを準用することとします。

②監査役は取締役会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席すると共に、議事録、稟議書等業務執行に関する重要な文書を閲覧し必要に応じて取締役、内部監査部門の従業員からの報告を受け連携できる体制となっております。

#### 13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

①適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程等の経理関係規程を整備しております。

②財務報告に係る内部統制の有効性チェックのため、内部監査部門による内部監査を定期的実施し、必要があれば是正、改善の対策を実施する体制となっております。

#### 14. 反社会的勢力排除のための体制

①コンプライアンスマニュアルに、反社会的勢力への対抗を明示し当社およびグループ各社の取締役ならびに従業員に周知し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して会社組織として一切の関係を遮断する体制としております。

②警察当局、関係団体等と十分に連携し、反社会的勢力および団体に関する情報を収集するとともに組織的な対応が可能となるような体制としております。

平成27年6月16日改訂

以上